

配管の誤接続にご注意ください！

◆クロス接続の禁止

「水道の給水管」と「井戸など水道水以外の管」が接続されている状態のことをクロス接続といい、水道法で「禁止」されています。（※下図参照）。バルブ（止水栓）や逆流防止装置を設置し、必要に応じて水道水と井戸水などを切り替えて使用している場合、また一時的なものであってもクロス接続となります。

◆なぜ、クロス接続が禁止されているの？

「水道の給水管」と「井戸など水道水以外の管」が接続されていると、バルブの故障や操作不良などにより、井戸水などが、配水管に逆流することがあります。

この水が汚染されていた場合、周辺のご家庭では飲用に適さない危険な水を飲んでしまうことも考えられます。水道水の汚染を防止し安全性を確保する公衆衛生の観点からクロス接続は水道法により「禁止」されています。

◆クロス接続になっている場合

かほく市指定給水装置工事業者に連絡し、すみやかに水道の給水管と井戸水などの管を切り離してください。切り離しに要する費用は、お客様のご負担になります。

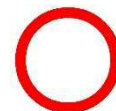
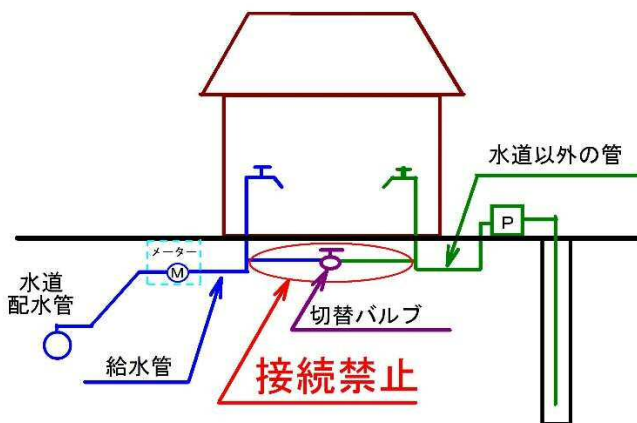
クロス接続が発見されてすぐに改善されない場合は、水道法及び、かほく市水道事業給水条例に基づき、管の切り離しが確認できるまで給水を停止することがあります。

安心しておいしく飲める水道水を供給するため、一人ひとりが、ルールを守った正しい利用をお願いします。



禁止されている配管例

給水管と井戸水管などが接続されている



正しい配管例

給水管と井戸水管などが別々に配管されている

